

# 伊勢市公報

第463号  
令和7年2月20日  
木曜日

## 目次

|                                    | 頁  |
|------------------------------------|----|
| <b>上下水道事業管理規程</b>                  |    |
| ○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程     | 2  |
| <b>告 示</b>                         |    |
| ○ 指定特定相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業の廃止について | 4  |
| ○ 伊勢市障がい者基幹相談支援センターの指定管理者の指定について   | 6  |
| ○ 行旅死亡人の取扱いについて                    | 7  |
| ○ 行旅死亡人の取扱いについて                    | 9  |
| <b>教育委員会告示</b>                     |    |
| ○ 教育委員会会議の招集について                   | 11 |
| <b>農業委員会告示</b>                     |    |
| ○ 農業委員会総会の招集について                   | 12 |
| <b>上下水道事業告示</b>                    |    |
| ○ 指定納付受託者の指定について                   | 13 |
| ○ 流域関連公共下水道の供用開始について               | 14 |
| <b>公 告</b>                         |    |
| ○ 農用地利用集積計画について                    | 15 |
| ○ 公示送達                             | 16 |
| ○ 公示送達                             | 18 |
| ○ 犬の抑留について                         | 19 |
| ○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について             | 20 |

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のよ  
うに定める。

令和7年2月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第1号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年伊勢市上下水道管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表水道事業収益の部営業外収益の款他会計補助金の項の次に次のように加える。

|     |       |
|-----|-------|
| 補助金 |       |
|     | 国庫補助金 |
|     | 県補助金  |

別表第2の2の表下水道事業費用の部営業外費用の款支払利息及び企業債取扱諸費の項中

|   |             |                 |       |
|---|-------------|-----------------|-------|
| 「 | 資本費平準化債利息   | 資本費平準化債に対する利息   | を     |
| 」 |             |                 |       |
| 「 | 資本費平準化債利息   | 資本費平準化債に対する利息   | に改める。 |
|   | 脱炭素化推進事業債利息 | 脱炭素化推進事業債に対する利息 |       |
| 」 |             |                 |       |

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の別表第1の1の表及び別表第2の2の表の規定は、令和7年度の事業年度から適用する。

## 伊勢市告示第 15 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 25 第 4 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 32 第 2 項の規定により、指定特定相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、障害者総合支援法第 51 条の 30 第 2 項第 2 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 2 号の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 2 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 記

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 一般社団法人 伊勢地区医師会  
所在地 伊勢市勢田町 613 番地 12
- 2 事業所の名称及び所在地  
名称 伊勢地区医師会特定計画相談事業所  
所在地 伊勢市勢田町 613 番地 12
- 3 廃止の年月日  
令和 7 年 1 月 31 日
- 4 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類  
特定相談支援  
障害児相談支援

5 事業の主たる対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児

6 事業所番号

特定相談支援事業所 2430800793

障害児相談支援事業所 2430800133

## 伊勢市告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市障がい者基幹相談支援センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 2 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 指定管理者となる団体

伊勢市辻久留 3 丁目 17 番 5 号

社会福祉法人三重済美学院

理事長 立松 浩明

### 2 指定の期間

令和 5 年 5 月 8 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 17 号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 9 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 2 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 行旅死亡人

- (1) 本籍及び住所 不詳
- (2) 氏 名 不詳
- (3) 性 別 男性
- (4) 人相及び体格 身長 163 センチメートル、腐敗進行が著しく、人相等は、判別できない状態である。
- (5) 死亡の日時 不明
- (6) 発見日時等 令和 6 年 4 月 7 日午前 7 時 40 分頃、伊勢市二見町 1460 番地所在、神前灯台から真方位 305 度（略北西）4, 125 メートル付近海上において、うつ伏せで漂流していたところを発見された。
- (7) 着 衣 茶色セーター、灰色セーター、黒色長袖シャツ、白色半袖シャツ、紺色下着、黒色股引、ベージュ色ズボン、黒色手袋、黒色靴下、紺色靴、黒色コルセット及び銀色腕時計

2 その他

身元不明につき、本市において火葬に付し、遺骨を保管しているので、心当たりのある方は、伊勢市健康福祉部生活支援課まで申し出て下さい。

伊勢市告示第 18 号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 9 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 2 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 行旅死亡人

- (1) 本籍及び住所 不詳
- (2) 氏 名 不詳
- (3) 年齢及び性別 50 歳代後半～70 歳代の男性
- (4) 体格及び特徴 中肉、短髪及び白髪混じり
- (5) 死亡の日時 令和 6 年 8 月 14 日昼頃（推定）
- (6) 発見日時等 令和 6 年 8 月 14 日午後 2 時 49 分、三重県伊勢市二見町西 2018 番地 2 の北東方図測 70 メートル先堤防道路上において、堤防道路法面に仰向けの体勢でもたれかかり死亡している状態で発見された。
- (7) 着 衣 ジャケット（黒色・メッシュ・RUCKDAMS PIRITS 製・LL サイズ）、半袖 T シャツ（紺色・AZUL 製・L サイズ）、ズボン（赤色・黒色ベルト付き・ユニクロ製・ウエスト 30）、パンツ（オレンジ色・YAKPAK 製・L サイズ）、靴下（黒色）及び運動靴（オレンジ色・ACTIVEGEAT・27.0

サイズ)

## 2 その他

身元不明につき、本市において火葬に付し、遺骨を保管しているので、心当たりのある方は、伊勢市健康福祉部生活支援課まで申し出てください。

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和7年2月7日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和7年2月13日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件

議案第3号 令和7年度教育関係予算について

議案第4号 令和6年度教育関係補正予算（第10号）について

議案第5号 伊勢市附属機関条例の一部改正について

議案第6号 伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第7号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について

伊勢市農業委員会告示第2号

伊勢市農業委員会第230回総会を次のとおり招集します。

令和7年2月7日

伊勢市農業委員会  
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和7年2月14日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 非農地証明願について
  - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

## 伊勢市上下水道事業告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、株式会社エフレジが運営するウェブサイトを利用して納付されるクレジットカード決済の水道料金等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和7年2月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定受託納付者の名称及び事務所の所在地  
株式会社エフレジ  
大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等  
水道料金及び下水道使用料
- 3 指定をした日  
令和6年8月7日
- 4 指定の期間  
令和6年8月7日から令和10年3月31日まで
- 5 運用を開始した日  
令和7年2月3日

## 伊勢市上下水道事業告示第5号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和7年2月14日から2週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

令和7年2月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和7年3月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
中島1丁目、勢田町及び神田久志本町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町1126番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市公告第3号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和7年2月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第4号

公 示 送 達

下記の者の令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和7年2月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

| 整理番号 | 納税通知書番号 | 納 税 義 務 者 名 |
|------|---------|-------------|
| 1    | 省略      | 省略          |
| 2    | 省略      | 省略          |
| 3    | 省略      | 省略          |
| 4    | 省略      | 省略          |
| 5    | 省略      | 省略          |
| 6    | 省略      | 省略          |
| 7    | 省略      | 省略          |
| 8    | 省略      | 省略          |
| 9    | 省略      | 省略          |

|    |    |    |
|----|----|----|
| 10 | 省略 | 省略 |
|----|----|----|

伊勢市公告第5号

公 示 送 達

下記の者の令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和7年2月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名

| 整理番号 | 納税通知書番号 | 納 税 義 務 者 名 |
|------|---------|-------------|
| 1    | 省略      | 省略          |

## 伊勢市公告第6号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和7年2月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留をした犬

| 番号 | 捕獲した場所 | 種類  | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他 |
|----|--------|-----|----|----|----|----|-----|
| 1  | 伊勢市村松町 | チワワ | 黒茶 | 雄  | 小  | 成犬 |     |

2 抑留した日 令和7年2月7日

3 抑留期限 令和7年2月14日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第7号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年2月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。